

平成 30 年 5 月 30 日

「ファンド法定帳簿等に関するQ&A」の作成等について

本協会では、第二種金融商品取引業者において、ファンド取引に係る法定帳簿等の作成・管理の徹底を図っていただくため、当局にも必要な照会を行ったうえ、「ファンド法定帳簿等に関するQ&A」を取りまとめました。

本Q&Aが、広く御利用いただければ幸いです。

なお、本協会正会員専用サイトでは、正会員各社の法定帳簿、顧客カード、特定投資家制度に関する書面の円滑かつ適正な作成・管理に活用いただくため、各様式、解説を掲載しております。

一般社団法人

第二種金融商品取引業協会

平成 30 年 5 月 30 日

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

ファンド法定帳簿等に関する Q & A

本 Q & A は、ファンド持分の取引に係る法定帳簿等の作成に関する実務上の取扱いについて、当局にも必要な照会を行ったうえ、作成したものです。

(前提)

- ・ 取引の対象となる有価証券は、金商法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利（以下「ファンド持分」といいます。）です。
- ・ 金融商品取引法を「金商法」、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令を「定義府令」、金融商品取引業等に関する内閣府令を「業府令」、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を「監督指針」、第二種金融商品取引業を行う業者を「二種業者」、業府令第 157 条第 1 項各号に掲げる帳簿書類を「法定帳簿」と略します。
- ・ 平成 19 年 7 月 31 日公表のパブリックコメントに対する金融庁の考え方を「パブコメ回答」と略します。
- ・ 本 Q & A で想定する取引（以下「ファンド取引」といいます。）は、二種業者による①ファンド持分の募集若しくは売出し又は私募（以下「私募等」といいます。）（金商法第 2 条第 8 項第 7 号ホ及びへ）、②ファンド持分の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い（以下「私募の取扱い等」といいます。）（同第 9 号）、③ファンド持分の売買（同第 1 号）、④ファンド持分の売買の媒介又は代理（以下「媒介等」といいます。）（同第 2 号）、⑤特定有価証券等管理行為（定義府令第 16 条第 1 項第 14 号及び第 14 号の 2）です。
- ・ 個別案件の判断に関しては、実態に即して実質的に判断する必要があることに留意ください。

(全般)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	有価証券ごとに異なる様式の法定帳簿を作成することの可否	二種業者がファンド取引のほか、例えば不動産信託受益権の売買等の取引（以下「受益権取引」といいます。）を行う場合、ファンド取引と受益権取引とで別々の様式の法定帳簿を使用し、ファンド取引についてはファンド取引用の法定帳簿を、受益権取引については受益権取引用の法定帳簿をそれぞれ作成することも可能という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりと考えられます。ただし、それぞれの帳簿書類の種類に応じた記載事項がすべて記載されている必要があります。
2	異なる法定帳簿を同一の電子データにより作成することの可否（取引日記帳・私募の取扱い等に係る取引記録）	取引日記帳（業府令第181条第1項第2号イ、同第157条第1項第4号）と私募の取扱い等に係る取引記録（同第8号）を電子データにより作成する場合、時系列順にそれぞれの記載事項を全て記載した一のデータにより作成することは可能という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりと考えられます。
3	法定帳簿を代替する取引契約書の保管方法① （監督指針Ⅲ－3－3(1)⑥）	監督指針Ⅲ－3－3(1)⑥では、注文伝票（業府令第181条第1項第2号イ、同第157条第1項第3号）や媒介又は代理に係る取引記録（同第5号）、私募の取扱い等に係る取引記録等の作成に当たり、それぞれの帳簿書類の記載事項がすべて記載されている取引契約書で代替する場合、当該取引契約書は、「別つづり」とすることを定めていますが、法定帳簿を代替する取引	貴見のとおりと考えられます。 法定帳簿を代替する取引契約書は別つづりとするればよく、必ず一つにまとめて保管することまでは求めていないものと考えられます。

		<p>契約書は必ず一つにまとめて保管することまでは求められていないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>例えば、各取引契約書はそれぞれの契約ごとに別ファイルで綴じているが、法定帳簿に該当する取引契約書に管理番号を付して、リストを作り、当該リストを照合することで、速やかに取引契約書を検索できるようにする対応も許されるでしょうか。</p>	
4	<p>法定帳簿を代替する取引契約書の保管方法② (監督指針Ⅲ-3-3(1)⑥)</p>	<p>監督指針Ⅲ-3-3(1)⑥に基づき、注文伝票や媒介又は代理に係る取引記録、私募の取扱い等に係る取引記録等の作成に当たり、それぞれの帳簿書類の記載事項がすべて記載されている取引契約書で代替する場合、当該取引契約書のコピーを一つにまとめて保管することや、当該取引契約書を PDF ファイル形式等に電子化し、一定の場所に保管することも可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
5	<p>電子媒体を用いた法定帳簿の入力データの取消・修正 (監督指針Ⅲ-3-3(6)⑦)</p>	<p>ファンド取引の法定帳簿を表計算ソフトにより作成するにあたり、監督指針Ⅲ-3-3(6)⑦「入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。」の対応として、①データの備考欄に記載内容の取消・修正履歴を記述する</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

		ことや、②「ブックの共有」を行い、「新しいシートに変更箇所一覧を作成する」により対応することは可能という理解でよろしいでしょうか。	
--	--	---	--

(注文伝票)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	「受注日時」、「約定日時」の記載方法 (業府令第 158 条第 1 項第 9 号及び第 10 号)	ファンド持分の売買について契約書が締結される場合など、契約の申込み（発注又は受注）と約定が同時である場合には、①「受注日時」と「約定日時」（業府令第 158 条第 1 項第 9 号及び第 10 号）をまとめて記載すること、及び②「受注日時」と「約定日時」のうち時刻を省略することは、いずれも可能でしょうか。	ファンド持分の売買に際して、契約の申込み（発注又は受注）と約定が同時である場合、「受注日時」と「約定日時」（業府令第 158 条第 1 項第 9 号及び第 10 号）をまとめて記載し、時刻を省略することも可能です。
2	取引契約書を取り交わす場合の注文伝票の作成時期 (業府令第 158 条第 2 項、監督指針Ⅲ－3－3(1)⑥)	ファンド持分の売買について、取引契約書を取り交わす場合において、当該契約書を注文伝票の代替とせずに、別途、注文伝票を作成する場合における注文伝票の作成時期については、以下のような理解でよろしいでしょうか。 ① 取引契約書の取り交わし以前に顧客からの注文を受けた場合 その注文を受けたときに速やかに作成する ② 取引契約書の取り交わし以前に顧客からの注文を受けない場合（取引契約書の取り交	貴見のとおりと考えられます。

		わしをもって契約の申込みと約定が行われる場合) 取引契約書の締結後速やかに作成する	
3	電磁的記録による注文伝票作成の自動化の必要性 (業府令第 158 条第 2 項第 3 号イ)	注文伝票を電磁的記録により作成する場合(例えば、表計算ソフトを使って作成する場合)には、「注文を受けたとき」に「電子計算機へ入力する」ことが必要とされておりますが(業府令第 158 条第 2 項第 3 号イ)、これは、受注から注文伝票の作成までが自動化されていることまでを求めるものではなく、注文を受けてから速やかに電子計算機(パソコン)に入力することも許容されるという理解でよろしいでしょうか。 また、私募等に係る取引記録(業府令第 181 条第 1 項第 2 号イ、同第 157 条第 1 項第 7 号)及び私募の取扱い等に係る取引記録についても同様に考えてよいでしょうか。	業府令第 158 条第 2 項第 3 号イにおいて、注文伝票の作成の自動化までは求めていないものと考えられます。 私募等に係る取引記録(業府令第 162 条第 2 項第 3 号イ)及び私募の取扱い等に係る取引記録(同第 163 条第 2 項第 3 号イ)についても、注文伝票と同様と考えられます。 なお、注文伝票について、入力、受注と同時に行う必要があるとされている点に留意が必要と考えられます(監督指針Ⅲ-3-3(4)①)。
4	注文伝票の保存 (業府令第 158 条第 2 項第 4 号)	注文伝票については、「顧客の注文と自己の発注とに分け、日付順につづり込んで保存する」とされておりますが(業府令第 158 条第 2 項第 4 号イ)、「顧客の注文」の注文伝票と「自己の発注」の注文伝票を物理的に二種類作成しなくても、例えば、表計算ソフトを使って注文伝票を作成し、「顧客の注文」分と「自己の発注」	貴見のとおりと考えられます。

		分を当該ソフト上で並び替え（ソート）できるようになっていれば、「顧客の注文と自己の発注とに分け」ていることになるという理解でよろしいでしょうか。	
--	--	--	--

(取引日記帳)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	二種業者がファンド取引の勧誘のみを行う場合における取引日記帳の作成の要否 (業府令第 159 条)	二種業者がファンドの私募の取扱い等を行う場合、二種業者自身は勧誘のみを行い、買主（ファンド出資者）から出資契約の締結の申込みを受けない場合や現金の受渡しに関与しない場合など、二種業者が、必ずしも受注や約定の金額及び日時等を把握することができない場合があります。 上記のような場合、取引日記帳を作成する必要があるでしょうか。 同様に、二種業者自身は勧誘のみを行う場合、私募等に係る取引記録、私募の取扱い等に係る取引記録について作成する必要があるでしょうか。	二種業者が勧誘のみを行い、買主（ファンド出資者）から出資契約の締結の申込みを受けない場合や現金の受渡しに関与しない場合等であっても、取引日記帳を作成する必要があります。 私募等に係る取引記録、私募の取扱い等に係る取引記録についても同様に作成する必要があります。
2	二種業者が把握していない項目への対応	二種業者がファンドの私募の取扱い等を行う場合、二種業者自身は買主（ファンド出資者）から出資契約の締結の申込みを受けない場合や現金の受渡しに関与しない場合など、二種業	貴見のとおりと考えられます。 二種業者自身は買主（ファンド出資者）から出資契約の締結の申込みを受けない場合でも取引日記帳の作成は必要と考えられますが、その

		<p>者としては、必ずしも受注や約定の金額及び日時等を把握することができない場合があります。</p> <p>上記のような場合、二種業者は、取引日記帳の作成にあたり、把握できない項目について「把握していない」、「勧誘のみのため不明」といった趣旨の記録を残す対応も認められるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>特に、二種業者が、取得勧誘を行った投資家のうち誰が出資を行ったのか把握していない場合には、二種業者が把握している①委託者である顧客の氏名又は名称（業府令第 159 条第 1 項第 2 号）、②売付け・買付けの別又は私募の取扱い等の別等（同第 3 号）、③銘柄（同 4 号）しかありませんので、当該項目を記載することによってよろしいでしょうか。</p>	<p>場合、二種業者が記載事項を把握することができない場合もあり得ると考えられますので「把握していない」といった趣旨の記録を残すことで対応することも考えられます。</p>
3	<p>私募の取扱い等を行った二種業者が関与しないファンドの解約若しくは払戻しに係る取引日記帳の作成の要否 （業府令第 159 条）</p>	<p>ファンドの解約若しくは払戻しは、ファンドの発行者が直接顧客に行い、過去に当該ファンドの私募の取扱い等を行った二種業者は把握していない場合がありますが、二種業者は、解約若しくは払戻しがあったかをファンドの発行者に調査する必要はなく、把握していないものについては記載不要（記載できない）という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>上記 No. 2 同様、貴見のとおりと考えられます。ファンドの解約又は払戻しをファンド発行者が直接顧客と行う場合など、当該行為に二種業者が関与しない場合は、二種業者が解約等が行われたこと自体を把握することができないことや、解約等に係る記載事項を把握することができないこともあり得ると考えられますので、前者の場合には取引日記帳にはそもそも記載</p>

		<p>他方、特定有価証券等管理行為を行う二種業者が、同業者の顧客口座を介して、ファンド発行者が顧客に支払う解約金・払戻金の振込手続の代行を行う場合、二種業者がファンドの解約若しくは払戻しを把握できるため、この場合には取引日記帳に記載が必要となるでしょうか。</p>	<p>の必要がなく、また、後者の場合には「把握していない」といった趣旨の記録を残すことで対応することも考えられます。</p> <p>また、その場合、二種業者は、解約又は払戻しがあったかをファンド発行者に調査することまでは必要ないものと考えられます。</p> <p>他方、二種業者が特定有価証券等管理行為を行う場合で、二種業者がファンドの解約又は払戻しを把握できる場合は、記載が必要となります。</p>
4	<p>ファンドの解約又は払戻しに係る記載事項</p>	<p>取引日記帳にファンドの解約又は払戻しの記載を要する場合、業府令第159条第1項各号のうち記載を要するのは、第3号、第4号、第7号及び第8号のみという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>個別具体的に実態に即して判断すべきものであり、一律に記載を要する項目をお示しすることは困難ですが、業府令第159条第1項各号のうち解約又は払戻しに関する事項として記載可能なものについては記載の必要があると考えられます。</p>
5	<p>私募の取扱い等を行う場合の「約定年月日」の記載方法 (業府令第159条第1項第1号)</p>	<p>ファンドの私募の取扱い等を行う場合、約定年月日(業府令第159条第1項第1号)には、私募の取扱い等の委託契約の締結日ではなく、ファンド持分を取得させる取引の約定年月日として、当該ファンド持分に係る匿名組合契約等の締結日を記載するという理解でよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
6	<p>私募の取扱い等を行う場合の「委託者である顧</p>	<p>二種業者がファンドの発行者の委託を受けて</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

	<p>客」、「相手方」の記載方法 (業府令第159条第1項第2号、第8号)</p>	<p>私募の取扱いをする場合、「委託者である顧客」(業府令第159条第1項第2号)には委託元である発行者を記載し、「相手方」(同第8号)にはファンドを取得する顧客を記載するという理解でよろしいでしょうか。</p>	
7	<p>キャピタルコミットメントのある取引に係る取引日記帳の「数量」、「約定価格又は単価及び金額」、「受渡年月日」の記載方法 (業府令第159条第1項第5号から第7号)</p>	<p>ファンドの契約形態として、当初の出資契約時に、発行体の要請に応じて出資者が追加出資を行う義務を負う旨(キャピタルコミットメント)を定め都度追加出資請求(キャピタルコール)を行うケースがありますが、発行体のキャピタルコールに二種業者は関与しない場合があり、二種業者では、個別の出資に係る①数量、②約定価格又は単価及び金額、③受渡年月日を把握していないケースが生じ得ます。</p> <p>キャピタルコールに関しては、基本的には、キャピタルコールに応じた追加出資は当初の出資対象事業持分取得契約において定められた義務の履行にすぎず、新たな金融商品取引契約の締結がなされるものではない(パブコメ 283頁 No. 62)と考えられていることから、追加出資義務の定めがある出資契約の取引日記帳では、①数量について、「出資約束の上限数量」(最大数量)または、「出資約束の上限価格」、②約定価格又は単価及び金額について、「出資約束</p>	<p>上記 No. 2 同様、貴見のとおりと考えられますが、契約によって異なる取扱いとならないように、あらかじめ社内規程等において統一的なルールを定めておく必要があります。</p> <p>キャピタルコール方式を採用する出資契約においても、発行体のキャピタルコールに二種業者は関与しない場合など、二種業者がキャピタルコールが行われたこと自体を把握することができないことや、キャピタルコールに係る記載事項を把握することができないこともあり得ると考えられますので、前者の場合には取引日記帳にはそもそも記載の必要がなく、また、後者の場合には「把握していない」といった趣旨の記録を残すことで対応することも考えられます。</p> <p>また、数量(業府令第159条第1項第5号)、約定価格又は単価及び金額(同6号)については、その上限を記載すること、受渡年月日については、ファンドの契約締結日又は記載しないこ</p>

		の上限価格」(出資上限額)、③受渡年月日について、「ファンドの契約締結日」又は記載不要という取扱いも認められるとの理解でよろしいでしょうか。	と、いずれも許容されると考えられます。
8	口数がないファンドの「数量(数量がない場合にあつては、件数又は数量に準ずるもの)」の記載方法 (業府令第159条第1項第6号)	ファンドの口数がない場合の「数量(数量がない場合にあつては、件数又は数量に準ずるもの)」(業府令第159条第1項第6号)の記載は、「件数」として、約定した取引の件数を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりと考えられます。
9	「約定価格又は単価及び金額」の記載方法 (業府令第159条第1項第6号)	「約定価格又は単価及び金額」(業府令第159条第1項第6号)については、数量(口数)がある場合には、「数量」(同第5号)とともに、「単価」、「金額」(数量と単価を乗じた額)を記載し、数量(口数)がない場合には、「約定価格」を記載するという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりと考えられます。
10	「受渡年月日」の記載方法 (業府令第159条第1項第7号)	「受渡年月日」(業府令第159条第1項第7号)とは、一般に「有価証券の受渡しが実際に行われた日」を意味すると解されているため(パブコメ回答479頁97番)、ファンド取引については、ファンド持分の発行日又は移転日を記載するという理解でよろしいでしょうか。 また、ファンド持分の発行日とは、出資契約書に特に条件や期限などの定め(出資金の払込みにより出資者が権利を取得する旨の定めを含	上記 No. 3 同様、貴見のとおりと考えられますが、契約によって異なる取扱いとならないように、あらかじめ社内規程等において統一的なルールを定めておく必要があります。 受渡年月日については、ファンドの契約締結日(ファンド持分の発行日又は移転日)、金銭の払込日等いずれも許容されるものと考えられます。

		みます)がない限りは、原則として出資契約の効力発生日(効力発生日に関する特段の定めがない場合は契約締結日)を意味するという理解でよろしいでしょうか。その場合、取引日記帳の「受渡年月日」として募集等の代金の払込みを受けた年月日や払込期限の最終日が記載され、又は「受渡年月日」欄が空欄であったとしても、ファンド持分の私募等(又は私募の取扱い等)については、原則として「約定年月日」の記載が「受渡年月日」を意味することから、上記のいずれの場合でも記載の不備(不足)はないという理解でよろしいでしょうか。	
--	--	--	--

(私募等に係る取引記録／私募の取扱い等に係る取引記録)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	二種業者が把握していない項目への対応	二種業者がファンドの私募の取扱い等を行う場合、二種業者自身は買主(ファンド出資者)から出資契約の締結の申込みを受けない場合や現金の受渡しに関与しない場合など、二種業者としては、必ずしも受注や約定の金額及び日時を把握することができないことがあります。その場合には把握できない項目について「把握していない」、「勧誘のみのため不明」といった趣旨の記録を残すといった対応も認め	取引日記帳 No. 2 同様、貴見のとおりと考えられます。 二種業者自身は買主(ファンド出資者)から出資契約の締結の申込みを受けない場合でも私募等又は私募の取扱い等に係る取引記録の作成は必要と考えられますが、二種業者が全ての記載事項を把握することができないこともあり得ると考えられますので、「把握していない」といった趣旨の記録を残すことで対応するこ

		<p>られるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>特に、二種業者が、取得勧誘を行った投資家のうち誰が出資を行ったのか把握していない場合、二種業者が把握している私募の取扱い等に係る取引記録の項目は①銘柄（業府令第163条第1項第2号）、②私募の取扱い等の別等（同3号）しかありませんので、当該項目を記載することによろしいでしょうか。この場合、他の法定帳簿等から上記①及び②の事項が把握できるのであれば、当該法定帳簿等をもって、私募の取扱い等に係る取引記録を兼ねると取扱ってもよろしいでしょうか。</p>	<p>とも考えられます。</p> <p>この場合、二種業者が把握している記載項目について、他の帳簿書類に全て記載されている場合は、当該帳簿書類と私募等又は私募の取扱い等に係る取引記録を兼ねることも許容されるものと考えられます。</p>
2	<p>私募の取扱い等を行った二種業者が関与しないファンドの解約若しくは払戻しに係る私募の取扱い等の取引記録の作成の要否（業府令第163条）</p>	<p>ファンドの解約若しくは払戻しは、ファンドの発行者が直接顧客に行い、過去に当該ファンドの私募の取扱い等を行った二種業者は把握していない場合がありますが、二種業者は、解約若しくは払戻しがあったかをファンドの発行者に調査する必要はなく、把握していないものについては記載不要（記載できない）という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>他方、特定有価証券等管理行為を行う二種業者が、同業者の顧客口座を介して、ファンド発行者が顧客に支払う解約金・払戻金の振込手続の代行を行う場合、二種業者がファンドの解約若</p>	<p>取引日記帳 No. 6 同様、貴見のとおりと考えられます。</p>

		しくは払戻しを把握できるため、この場合には 私募の取扱い等に係る取引記録に記載が必要 となるでしょうか。	
3	「受注日時」、「約定日時」の記載方法 (業府令第 162 条第 1 項第 6 号及び第 7 号、第 163 条第 1 項第 6 号及び第 7 号)	注文伝票と同じく、ファンド持分の私募等又は 私募の取扱い等について、契約書が締結される 場合など、契約の申込み(発注又は受注)と約 定が同時である場合には、①「受注日時」と「約 定日時」(業府令第 162 条第 1 項第 6 号及び第 7 号、第 163 条第 1 項第 6 号及び第 7 号)をま とめて記載すること、及び②「受注日時」と「約 定日時」のうち時刻を省略することは、いずれ も可能でしょうか。	注文伝票 No. 1 同様、貴見のとおりと考えられ ます。

(顧客勘定元帳)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	二種業者が顧客から金銭の交付を受けない場 合の顧客勘定元帳の作成の必要性 (業府令第 164 条)	顧客勘定元帳は「顧客が行う取引」(業府令第 164 条第 1 項柱書き)に関して作成すべきとこ ろ、この「顧客が行う取引」とは「業者が顧客 と行った取引」を意味するものと解されてお ります(パブコメ回答 489 頁 152 番)。 そして、二種業者がファンド持分について私募 の取扱い等をする場合において、「顧客が行う取 引」に関し顧客から金銭の交付を受けない場合、 二種業者と顧客との間には取引関係がなく、顧	貴見のとおりと考えられます。 二種業者が募集の取扱い等を行う場合、顧客か ら金銭の交付を受けない場合は、顧客勘定元帳 を作成する必要はないものと考えられます。

		客勘定元帳に記載すべき事項もないことから、このような場合には、顧客勘定元帳の作成を要しないと理解してよいでしょうか。	
2	二種業者が関与しない分配金・償還金の支払いに係る記載の必要性	特定有価証券等管理行為を行う二種業者においては、顧客勘定元帳を作成する必要が生じますが、当該二種業者が、出資金の受入れのみを特定有価証券等管理行為で行い、ファンド発行者によるファンドの分配金・償還金の支払いについては関与しない（当該業者の顧客勘定を介さない）場合、顧客勘定元帳に当該分配金・償還金を記載する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりと考えられます。
3	二種業者が私募等を行う二種業者の顧客勘定元帳の作成の必要性 （業府令第164条）	二種業者が私募等を行う場合、顧客から受領する金銭は出資金であり、顧客の預り金ではありませんが、この場合において、顧客勘定元帳を作成する必要はあるのでしょうか。	顧客勘定元帳は、「顧客が行う取引」に関し作成する必要があり、当該取引は「業者が顧客と行った取引」を意味するものと解される（パブコメ回答489頁152番）、二種業者が私募等を行うことにより顧客と出資契約を締結することは「顧客と行う取引」に該当することから、顧客から受領する金銭が出資金であり、預り金ではない場合でも、顧客勘定元帳を作成する必要があると考えられます。
4	「金額」の記載方法 （業府令第164条第1項第2号ニ）	「数量（略）、単価及び金額」（業府令第164条第1項第2号ニ）のうち「金額」については、「行われた金融商品取引の総取引額」を意味す	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、基本的には、貴見のとおりと考えられます。

		<p>るとされておりますが（パブコメ回答 479 頁 96 番）、ファンド取引については、以下のような整理でよろしいでしょうか。</p> <p>（「金額」に含まれるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出資金や売買代金などの対価そのもの ② ファンド持分の発行者や売主に支払った手数料等（消費税相当額を含む。）の対価に準じるもの <p>（「金額」には含まれないもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 配当の調整金などのファンド持分の発行や売買に伴う当事者間の精算に伴って授受される金員 <p>また、顧客が負担した振込手数料や媒介・取扱い手数料などの手数料であって、ファンド持分の発行者や売主以外の第三者（私募の取扱い等や媒介等をした二種業者を含みます。）に対して支払った金銭については、二種業者において、ファンドごとに「金額」に含めるか否かが統一されている場合（例えば、社内規程等で定められた統一なルールに従っている場合や顧客勘定元帳の備考欄において「金額」に含めているかが明らかとなっている場合等）には、「金額」欄に記載するか否か、両方の取扱いも許容されるでしょうか。</p>	<p>いずれにしても、社内規程等において統一なルールを定めておく必要があります。</p>
--	--	---	--

5	<p>「貸方」、「借方」の記載方法 (業府令第 164 条第 1 項第 2 号へ)</p>	<p>二種業者が、「数量(略)、単価及び金額」の「金額」に、①顧客が負担した振込手数料や媒介・取扱い手数料などの手数料であって、ファンド持分の発行者や売主以外の第三者(私募の取扱い等や媒介等をした二種業者を含みます。)に対して支払ったものや、②配当の調整金などのファンド持分の発行や売買に伴う当事者間の精算に伴って授受される金員、③分配金や償還金を記載しない場合であっても、上記①から③の金銭の移動については、「貸方」、「借方」(業府令第 164 条第 1 項第 2 号へ)に記載する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、上記「金額」に記載しないものを「貸方」、「借方」で記載する場合には、当該金額の計上理由を合わせて記載する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
6	<p>「スタート分の取引又はエンド分の取引の別」の記載の要否 (業府令第 164 条第 1 項第 2 号ト)</p>	<p>ファンド取引については、「スタート分の取引又はエンド分の取引の別」(業府令第 164 条第 1 項第 2 号ト)は記載を要しないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

(特定有価証券等管理行為に係る分別管理の状況の記録)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	<p>「特定有価証券等管理行為に係る分別管理の</p>	<p>二種業者が顧客から預託を受けた金銭を業府令</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断さ</p>

	<p>状況の記録」の作成方法 (業府令第181条第1項第2号口)</p>	<p>第125条第2号口の方法(銀行等への預金)により分別管理している場合、業府令第181条第1項第2号口の「特定有価証券等管理行為に係る分別管理の状況の記録」の作成方法については、以下のいずれの方法も適当と考えて良いでしょうか。</p> <p>① 分別保管先の預金口座に関し、一定の頻度で、預金通帳の写しやインターネットバンキングの取引履歴を印刷した書面又は表示したデータを保存しておく方法</p> <p>② 顧客から預託を受けた金銭を保管する専用の預金口座を社内の書面上で特定しておく(例えば、顧客勘定元帳に預託先の口座を特定して記載しておく方法が考えられます。)、当該預金口座については、一定の頻度で、記帳やインターネットバンキング等により管理状況のモニタリングを行う方法</p> <p>③ 顧客ごとに、預託を受けた金銭を分別管理先の預金口座に送金した日を記録しておく方法(例えば、顧客勘定元帳に「分別管理先口座への送金日」の欄を設け、そこに実際の送金日を記載する方法が考えられます。)</p>	<p>れるべきものではありませんが、ご指摘の方法は、いずれも許容されるものと考えられます。いずれにしても、社内規程等において統一的なルールを定めておく必要があります。</p>
--	--	--	---

(電子申込型電子募集取扱業務等における審査に係る記録)

No	質問項目	質問事項	回答欄
1	「電子申込型電子募集取扱業務等における審査に係る記録」の該当性 (業府令第181条第1項第5号イ)	業府令第181条第1項第5号イの「第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録」とは、例えば、個別のファンドについて業府令第70条の2第2項第3号の審査(発行者の財務状況や事業計画の内容、資金使途、金額の適否等に関する審査)を実施した社内資料(稟議書や決裁資料を含みます。)及び審査の結果、私募の取扱い等を行うか否かを判断した意思決定に係る資料がこれに当たると考えてよいでしょうか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、ご指摘の資料は、審査に係る記録に当たるものと考えられます。 いずれにしても、社内規程等において統一的なルールを定めておく必要があります。

以上